

平成28年度

社会福祉法人幕別町社会福祉協議会「事業計画」

—— 第3・4期「地域福祉実践計画」（平成24年度～平成31年度） ——

【基本目標】 『ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり』

【スローガン】 ～地域に理解される社協づくりを目指して～



【幕別社協のキャラクター物語り】

- ・天使のマコちゃんといつじのモコちゃんは大の仲良し。
- ・マコちゃんはいつも空から幕別町を見守っています。
- ・地域の皆さんに何か困ったことがあればすぐに駆けつけて、マコちゃんとモコちゃんが力を合わせ地域の困りごとを解決します！

I 基本方針

近年、国内経済は、長期の景気低迷から抜け出し回復基調にあるとされていますが、地方においては依然として不透明感が拭えない厳しい状況にあり、加えて急速に進む高齢社会と人口減少社会の到来により、地域社会の構造や家庭環境は大きく変容し、既存の制度では対応が困難な生活課題・福祉課題が広がっています。

一方、社会福祉法人の経営組織や財務運営の在り方など、社会福祉法人制度の意義や役割が問われる中、本会は、社会福祉法に規定された公共性の高い団体として、その存在意義を示す事業・活動を展開していくことが強く求められています。

このような状況の下、昨年開設した「幕別町成年後見サポートセンター（まくさぽ）」では、高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう関係機関との連携に努めながら、総合相談受付及び生活支援体制の充実を図り、日常生活自立支援事業から法的な権限を持った成年後見制度まで、一連したサービス提供が可能となる包括的な権利擁護体制の構築を目指します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）においては、住民主体の多様な生活支援サービスが位置づけられており、社協が使命として取り組んできた地域福祉活動の実践とネットワークを活かしながら、協議体の設置及び生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置等に向けて、積極的な参画を推進します。

あわせて、平成27年11月に策定した「経営改善計画」（平成27年度～平成31年度）に基づき、経営管理体制の強化をはじめ、事業運営の透明性と財政基盤の強化に取り組みながら、地域から信頼され必要とされる社協活動を実践していきます。

II 重点推進項目

- 1 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備(基本計画2-1)
 - ◇日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度の普及啓発
 - ◇高齢者や障がい者の判断能力の変化に応じた包括的な権利擁護体制の構築
- 2 総合相談機能強化による潜在的ニーズ把握と対応(基本計画2-4)
 - ◇関係機関と連携した総合相談・生活支援体制の充実
- 3 ボランティアセンター機能の充実強化(基本計画3-1)
 - ◇町民カフェMOCOの開設による情報収集と住民相互の交流
- 4 健全な財務運営と財源の安定的確保(基本計画4-3)
 - ◇経営改善計画に基づく財政基盤の強化

III 平成28年度事業計画

【1】法人運営事業 【39,595千円】

1 会務の運営

会務の適正な運営と組織基盤の充実・強化を図ります。

- (1) 理事会 (年4回)
- (2) 評議員会 (年2回)
- (3) 会長・副会長会議 (年4～6回)
- (4) 理事会専門部会「総務部会・事業部会」(各年2回)
- (5) 生活福祉資金等貸付調査委員会 (随時)
- (6) 職員定例会議 (年3～4回)

2 監査の実施と財務諸表の公表

法人運営の透明性を確保するため、適正かつ公正な支出管理に努めるとともに財務諸表等を公表します。

- (1) 監事による定期監査 (四半期ごとに年4回)
- (2) 会計専門家による財務外部監査 (年3回)
- (3) 社協だより、ホームページによる財務諸表の公表 (6月)

3 役員・職員研修の推進

社協役員を対象とした研修会及び役員による管内視察研修、外部講師による職員研修会、北海道社会福祉協議会等が主催する各種研修会への参加により、役員・職員の資質の向上に努めます。

- (1) 役員研修の実施 (年3回)
- (2) 職員研修の実施 (随時)

4 事業財源の確保と財政基盤の強化

社協の財源は、町からの人件費補助及び事業受託金のほか、社協会費、寄附金、共同募金助成金等によって支えられており、地域に密着した事業活動の展開と社協会員の加入促進等によって安定した事業財源の確保を図ります。

- (1) 会員・会費制度の普及啓発と寄付金の拡充による自主財源の確保（随時）
- (2) 住民が納得できる事業展開による公的財源の安定的確保（随時）
- (3) 公務員準拠型（年功型）給与制度から新給与制度への移行（年度内）

5 広報・啓発活動の推進

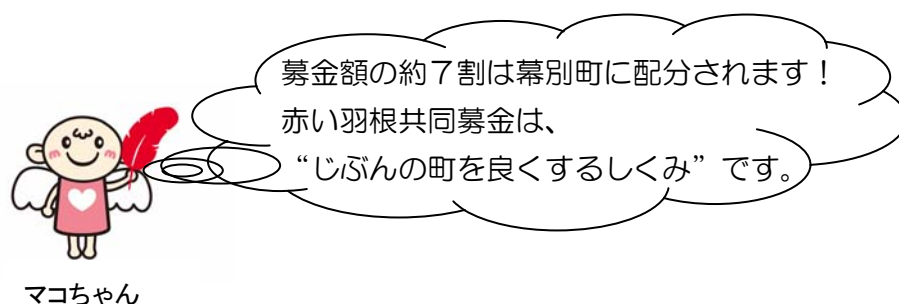
広報・啓発活動の充実強化に努め、地域に理解される社協づくりを推進します。

- (1) 社協だより・ボランティアだよりの内容充実（随時）
- (2) ホームページ（新着情報、ブログ）によるリアルタイム情報の配信（随時）
- (3) 広報委員会（職員・外部委員）による法人広報機能の充実強化（年間）
- (4) イメージキャラクターの活用による親しみやすさと社協認知度の向上（随時）

6 共同募金運動（幕別町共同募金委員会）の活性化

共同募金助成金は、地域福祉事業の有効な財源となっており、『地域で集めた募金が地域のために使われる仕組み』を推進し、募金制度の啓蒙普及に努めます。

- (1) 共同募金・歳末助け合い募金の使われ方を重視したPR活動（10～12月）
- (2) 共同募金寄付金付きピンバッジの販売（年間）
- (3) 市町村地域助成金の配分（5月）
- (4) 歳末見舞金の配分（12月）



【2】地域福祉事業 【12,898千円】

地域に住む誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、社協会費、寄附金、共同募金助成金等を財源として地域福祉事業を実施します。

1. 地域福祉活動支援事業

福祉関係団体の活動を支援するため、福祉団体に活動助成金を交付します。

2. 介護用品等給付事業（町受託事業と共同）

町の事業と共同して、重度の要介護者が在宅する家庭に対し、介護用品（紙おむつ等）購入費の助成を行います。

3. 在宅介護者の集い事業（町受託事業と共同）

町の事業と共同して、自宅で家族を介護している方を対象に、日帰りバス旅行による悩み事相談、情報交換、親睦交流等の支援を行います。（年2回）

4. こども夏まつり支援事業

忠類保育所で開催される夏まつり花火大会や盆踊り、模擬店等の地域交流事業への助成を行います。

5. 赤い羽根チャリティー忠類ふれあいもちつき大会

共同募金運動の一環として、ふれあいセンター福寿において、餅つき体験、不用品オークション、ボランティアによる芸能発表等の地域交流事業を行います。

6. 福祉教育育成事業

町内の小学校、中学校、高校で行われる福祉教育及びボランティア活動に対し、助成金を交付します。

7. 社協会長杯ゲートボール大会

参加者の相互理解と連携を深めるとともに、地域福祉の推進を図ることを目的として、社協会長杯ゲートボール大会を開催します。

8. 老人クラブ新年会お祝い

単位クラブで開催される新年会に、会長、副会長が出席しお祝いを贈ります。

9. 社協だより・ボランティアだよりの発行

社協の活動内容及び福祉情報を地域住民に提供し、地域福祉活動を啓発するため、社協だより・ボランティアだよりを発行します。（年4回以上）

10. 福祉金庫貸付事業

低所得世帯に対して応急的な資金の貸付を行います。

11. ふれあい広場の開催

ふれあい広場実行委員会との共催により、こどもからお年寄りまで住民同士のネットワークづくりの場として、ふれあい広場を開催します。（9月4日予定）

12. 福祉団体等が実施する事業への協力

幕別町遺族会の事務局運営を支援し、町が実施する「戦没者追悼式」、障害者団体連絡協議会が実施する「スポーツ・レクリエーション」、老人クラブ連合会

が実施する「シルバーふれ愛まつり」の開催等に協力します。

13. ふれあい出前講座の実施

各種団体等の要望に応じて本会職員が地域に出向き、ボランティア活動の紹介、介護保険サービスの利用方法、介護予防健康体操、権利擁護事業の仕組み等について説明し、地域に理解される社協づくりに努めます。

14. ボランティアセンター活動推進事業

ボランティアコーディネーターによるボランティア派遣要望の受付・調整、ボランティア交流研修会の開催などを行い、ボランティアに関心のある方の情報交換や住民交流の場として、幕別地区と札内地区で「町民カフェ」を開設します。

15. 地域ふれあいサロン支援事業

地域サロンを運営する住民活動を支援するため、サロン保険料の負担、利用人数に応じた活動助成金の交付、ふまねっとサポーターの派遣などを行い、各地域でふれあいサロンを運営するボランティアの交流研修会を開催します。

16. 地域ふれあい用具等貸出事業

公区や福祉団体が行う行事や交流活動を支援するため、レクリエーション用具、テント、車いす等を無料で貸出しするほか、イベント用品（1回1,000円）として、餅つきセット、綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機の貸出しを行います。

17. 幕別町成年後見サポートセンター「まくさぼ」の運営

幕別町成年後見サポートセンター「まくさぼ」において、次の事業を行います。

(1) 総合相談事業（社協事業）

福祉制度・福祉サービスの情報提供、認知症及び知的・精神障がい等による日常生活上の相談対応、生活困窮者への応急資金（福祉金庫）の貸付、生活福祉資金貸付事業（道社協事業）の貸付相談、地域包括支援センター、とちろ生活あんしんセンター、障がい者相談支援事業所等関係機関へのつなぎ等

(2) 後見実施機関業務（町委託事業）

成年後見制度の普及・啓発と相談対応、家庭裁判所への申立手続の支援、市民後見人フォローアップ研修、後見実施機関運営協議会の運営等

(3) 日常生活自立支援事業（道社協委託事業）

判断能力に不安のある方の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等の援助

(4) 法人後見事業（社協事業）

法定後見（補助・保佐・後見）の受任による本人の身上監護（生活、療養看護に関する事務）、財産管理（預貯金の管理・払い戻し、年金等の受領）、法人後見運営委員会の設置等



モコちゃん

【3】法人直営事業 【118,976千円】

1. 介護保険事業

(1) ケアプランセンター事業

介護支援専門員（ケアマネージャー）が、介護保険認定者の意向に基づく介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者が生活環境に応じて必要なサービスを受けられるようサービス提供事業所との連絡調整などを行います。

(2) デイサービスセンター事業

利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、食事や入浴、機能訓練等の通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。

2. 高齢者就労センター事業

高齢者就労センターに登録する会員が自らの経験と能力を活かし、働くことの中から生きがいを求めることができるよう、街路樹の剪定や草取り、公園の清掃、歩道の除雪、農作業や一般家庭の庭木剪定、草刈等の就労の場を提供します。

【4】町からの受託事業 【32,289千円】

町からの受託事業として、各種在宅福祉サービス事業を実施します。

1. 高齢者食の自立支援サービス事業（1食400円）

食事の調理が困難なひとり暮らしの高齢者等の方に、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、利用者の安否確認を行います。

2. 外出支援（移送）サービス事業（無料）

外出が困難な高齢者等の方に、自宅から医療機関や買い物等の目的地まで、リフト付きワゴン車等による移送サービスを行います。（2か月に5回まで）

3. 布団洗濯乾燥サービス事業（無料）

身体的、環境的に布団洗濯乾燥が困難な方に、布団や毛布等の洗濯・乾燥サービスを行います。（洗濯は年4枚、乾燥は年16枚まで）

4. 軽度生活援助事業（1時間75円）

軽易な日常生活の支援を必要とする方に、掃除、洗濯、買い物、調理等の家事援助サービスを行います。（週1回、2時間以内）

5. 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設において健康体操や趣味活動等を行う場を提供し、地域との連携によって高齢者の社会参加を促進します。

(1) いきいきエンジョイ教室（無料：近隣センター等9箇所）

健康体操、日常動作訓練、工芸等の趣味活動（定員20人、2週間に1回）

(2) 陶芸教室（月1,000円：幕別町保健福祉センター）

初心者等を対象とした陶芸教室（定員12人、隔週で週2回）

(3) 昼食交流会（1食400円：忠類ふれあいセンター福寿）

ボランティアの調理による昼食会とゲーム等による参加者の交流会（定員 40 人、4 月～12 月まで月 1 回）

(4) バス遠足（1 回 1, 000 円程度：忠類地区）

日帰りのバス旅行による地域の子どもたちとの交流（定員 40 人、年 2 回）

6. 高齢者在宅介護支援等事業

(1) 介護用品等給付事業（毎月 5, 000 円を限度）

重度の要介護者が在宅する家庭に対し、介護用品（紙おむつ、尿取りパット等）購入費の一部助成を行います。

(2) 在宅介護者の集い事業（無料）

自宅で家族を介護している方を対象に、日帰りバス旅行による悩み事相談や情報交換等の親睦交流事業を行います。（年 2 回）

(3) 高齢者在宅訪問サービス事業（お元気ですか訪問）（無料）

一人暮らしの高齢者宅を訪問し、安否確認を行うとともに日常会話を交わし、孤独感の解消を図ります。（2 週間に 1 回）

(4) 老人福祉センター送迎バスの添乗

老人福祉センターの送迎用バスに添乗し、利用者の乗降等の確認をします。（4 路線・月 2 回）

7. 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

「道営とかち野団地高齢者世話付住宅」（シルバーハウジング）に生活援助員を配置して、入居者の生活指導や相談業務等を行います。（対象 15 世帯）

8. 介護予防支援業務（ケアプランセンター）

幕別町の委託を受け、要支援 1・2 の方の介護予防ケアプランを作成します。

9. 介護予防ポイント事業

事前研修を受講した 65 歳以上の高齢者が、町の指定する介護保険施設でボランティア活動を行った際に、1 日 1 時間以上の活動に 1 ポイントを付与し、年度末に 1 ポイントにつき 100 円の交付金（5, 000 円を上限）を交付します。

10. 後見実施機関業務

成年後見制度の普及・啓発と本人や関係者の相談対応、家庭裁判所への申立手続の支援、市民後見人フォローアップ研修、後見実施機関運営協議会の運営等を行います。



マコちゃん